

施工体制確認型総合評価落札方式について

I 施工体制確認型総合評価落札方式

1 最低基準価格

最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 ヒアリングのための追加資料

- (1) 入札参加者の申込みに係る価格が上記1の最低基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。(別添3の「施工体制確認資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。なお、添付書類の提出は不要。)
- ・下請予定業者等一覧表(様式3)
 - ・配置予定技術者名簿(様式4)
 - ・資材購入予定先一覧(様式5)
 - ・機械リース元一覧(様式6)
 - ・労務者の確保計画(様式7-1)
 - ・工種別労務者配置計画(様式7-2)
 - ・建設副産物の搬出地(様式8)
 - ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式9)
 - ・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式10-1)
 - ・品質確保体制(品質管理計画書)(様式10-2)
 - ・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式10-3)
 - ・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式11-1)
 - ・安全衛生管理体制(点検計画)(様式11-2)
 - ・施工体制台帳(様式12)
- (2) VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。

なお、これらの提出がない場合には、当該コスト削減に関する評価を行わない。

- ・積算内訳書（兼）コスト削減額算定調書①（様式１－１）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト削減額算定調書②（様式１－２）
- ・VE提案等によるコスト削減額調書（様式２）

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、技術提案書、入札説明書８の施工体制確認のためのヒアリング、上記２（１）の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、上記２（１）の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

（１） 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

（２） 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記１の最低基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記１の最低基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした下記の表上欄に掲げる各費用項目の金額（「直接工事費の額」は、直接工事費からその１０分の１を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の１０分の１を加えた額）に、同表下欄に掲げる率をそれぞれ乗じ、さらに１００分の１１０を乗じて得た金額を合計した価格をいう。（３）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認（証明）できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式８、様式９）

- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式 11－1、様式 11－2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式 10－1、様式 10－2、様式 10－3）

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

（３） 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の最低基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の最低基準価格を満たないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認（証明）できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式 3、様式 12）
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式 5、様式 6、様式 7－1、様式 7－2）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか（様式 4）

Ⅱ 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 32 条の調査について

- 1 最低基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第32条の調査(低入札価格調査)を実施する。ここで、最低基準価格は、上記I1に記載するとおりである。

2 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1) から(10) までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9) の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項